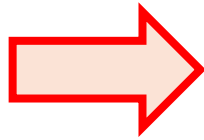


医師修学資金・研修資金、海外留学資金 非常勤勤務カウントについて

医師修学資金の勤務要件を見直し、令和8年4月1日より下記のとおり勤務形態に応じて、柔軟なカウントを行います。

【従来】

- 常勤若しくは週3 1時間以上の非常勤
- 週3 1時間未満の非常勤医は免除対象外



【変更】

- 勤務時間に応じて免除期間を算定
(例) 週4時間の外勤を1年間続けた場合
→ 2ヶ月分を免除期間として算定

定義

①常勤勤務

常勤医（1医療機関において1週当たり31時間以上勤務する非常勤医を含む。）の勤務

※海外留学資金は非常勤医の勤務時間数が32時間以上となります。

②非常勤勤務

前記の勤務医の勤務

※勤務時間の算定において、昼休み等の休憩時間は含めず、実労働時間ではなく、就労契約上の勤務時間とする。

ルール①

当直・日直以外の非常勤勤務をした月数の合計に、「1週間当たりの通常の時間数（38時間45分）」分の「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た月数とする。算出した月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

ただし、算出した月数が少数第2位四捨五入後、0.4月未満の場合は0月とする。

	A病院	B病院(県外)
勤務期間	R7.4.1~R8.3.31 12月	R7.4.1~R8.3.31 12月
勤務形態	週4時間	常勤
算定方法	$12月 \times 4時間 / 38.75時間 = 1.23$	0月
算定期間	2月	0月

→上表の場合、残りの10ヶ月については猶予期間となります。

ルール②

当直・日直の非常勤勤務については、勤務期間中の当直・日直回数について勤務月数を加味した52週で除し、1週間当たりの当直・日直回数を算出する（少数第3位四捨五入）。算出された1週間当たりの当直・日直回数に7.75時間を乗じ、「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を算出し、①と同様に計算を行う。

ただし、当直は7時間以上、日直は12時間以上の勤務を1回とカウントする。

	A病院	B病院
勤務期間	R7.4.1~R8.3.31 12月	R7.4.1~R8.3.31 12月
勤務形態	当直回数 24回	常勤
算定方法	当該期間の平均週当直回数を算出 = 24回 ÷ (52 * (勤務月数 / 12)) = 0.46回 ※少数第3位を四捨五入 ※1年間 = 52週 1週間当たりの勤務時間数に換算 = 7.75時間 × 0.46回 = 3.57 ※少数第3位を四捨五入 ※1回あたりの勤務時間 = 7.75時間 12月 × 3.57時間 / 38.75時間 = 1.11月	12月
算定期間	2月	10月

ルール③

1週間あたりの勤務時間にばらつきがある場合、少数第2位を四捨五入し、勤務時間を平均する。

	A病院
勤務期間	R7.4.1~R8.3.31 12月
勤務形態	週4~10時間 → 週当たりの勤務時間を平均して算出 (少数第2位四捨五入)
算定方法	12月 × 8時間 / 38.75時間 = 2.47
算定期間	3月

ルール④

算定期間を複数の医療機関で合算する場合、算定期間として認められる期間の合計は勤務期間内とする。
また、算定は医療機関ごとに行うこととする（1週間当たりの勤務時間数の合算は行わない）。

	A病院	B病院
勤務期間	R7.4.1~R8.3.31 12月	R7.4.1~R8.3.31 12月
勤務形態	常勤	週4時間
算定方法	12月	$12\text{月} \times 4\text{時間} / 38.75\text{時間} = 1.23$
算定期間	10月（調整前12月）	2月

各医療機関における算定期間を被貸与者が調整

ルール⑤

勤務期間を恣意的に過大に算出する方法は認めない。

<申請手続き>

非常勤勤務を行う場合、事前に県へ「非常勤勤務届出書（別紙）」の提出が必要となります。また、非常勤勤務終了した翌月までに県へ就業証明書（別紙6）の提出を行ってください。

【注意事項（必読）】

○非常勤勤務を行う場合、勤務先の了解を得ることとし、免除要件が達成できることを要件とする。

○常勤医（1医療機関において、1週間当たり31時間※以上勤務する非常勤医を除く。）による各法令及び就業規則に基づいた短時間勤務（育児短時間勤務等）は勤務時間に関わらず、常勤勤務とみなす。

※海外留学資金の場合、32時間

○常勤勤務及び非常勤勤務として勤務していた期間には、国立大学法人山梨大学大学院の医学を履修する課程に在学しながら県内の公立病院等及び特定公立病院等に勤務している期間を含めるものとする。ただし、条例第7条第1項第3号に規定する医師の業務に従事した期間には含めないものとする。

○第3種医師修学資金については、非常勤勤務を行う場合、県内の公立病院等において連続して医師の業務の診療に従事し、1年間の免除月数が12ヶ月以上となることを条件とする。

○研修資金及び海外留学資金については、非常勤勤務を行う場合、県内の特定公立病院等の特定診療科に連続して医師の業務に従事することとする。